

第6回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年5月24日（金）午後1時25分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第6回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地の地目変更届について
- 議案第4号 現況証明申請について
- 議案第5号 南越前町農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第7号 農業委員会委員の辞職の同意を求めることについて

その他

- 令和5年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 福井県農業委員会大会および農業者年金加入推進特別研修会のお知らせ
- 熱中症予防について
- 農業委員活動記録セットについて

出席委員 8名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4		4	岩端 猛志
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8		8	井上 重治
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

6番 堀井 武司 ㊟

7番 石山 清孝 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>会議に入る前に、本日欠席しております岩端委員から辞職願が出ておりまして、この後の議題でご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、4月の人事異動にて事務職職員が変更になりました。議会事務局から農林水産課に配属され、農業委員会書記として事務を行うことになりました奥谷でございます。今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻でございますので、ただ今から第6回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は岩端委員が欠席となっておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、6番 堀井委員と 7番 石山委員にお願いしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山内会長にお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から③を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、3件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は兵庫県にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は敦賀市にお住まいの●●さんです。申請地は古木●●の現況は畑 面積 215 m²です。<small>ゆずりうけ</small>譲受後の●●さんの経営面積は、215 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページ赤色の <small>やじるし</small> → の先に黄色い枠線に水色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。左の表のいずれにも「該当しない」の場合は許可できるというのですが、譲受人は農業経験が無いため農地法第3条第2項第4号に該当します。しかし、譲受人は譲渡人の空き家と共に農地を購入する予定で、この空き家は町の空き家バンクに登録されていたものです。当該空き家は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき「南越前町空家等対策計画」を策定し、同法第18条第2項において町が設定した空家等活用促進区域内にある空き家であります。また、</p>

	<p>資料は 4 ページにあります令和 5 年 12 月に農林水産省からの通知により、「農地法その他の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする」とありますし、現地の状況から今後の耕作に向けて草刈り等、当該農地を常に耕作し得る状態に保っていただくことで、許可が妥当だと判断いたしました。また、申請地の一部が隣地の畑の●●さんが耕作を行っておりますが、譲受人の●●さんと、譲渡人の●●さん、隣地の●●さんとの立ち合いの元、引き続き耕作していただくことで互いの同意が得られており問題はないことを確認しております。</p> <p>次に議案書に戻っていただき、1 ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人は阿久和にお住まいの●●さんで、譲受人は牧谷にお住まいの●●さんです。申請地は阿久和●●の畑 面積 276 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、8,764 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の 8 ページ赤色の → の先に黄色い枠線に水色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料 9 ページは現地確認の様子です。譲受人の●●さんのご実家から移転しようとする農地は西側に隣接しており、耕作はご実家のお父さんと一緒にされるとのことです。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料 10 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>次に 3 件目、議案書 1 ページ番号③をご覧ください。</p> <p>譲渡人は脇本にお住まいの●●さんで、譲受人は脇本にお住まいの●●さんです。申請地は脇本●●の現況が畑 面積 102 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、4,880 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の 11 ページ赤色の → の先に黄色い枠線に水色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料 12 ページは現地確認の様子です。</p> <p>譲受人の●●さんのご自宅から移転しようとする農地は隣接しております。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料 13 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上委員さんお願いします。</p>
井上委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>5 月 16 日に現地確認を行い、堀井委員と石山委員、事務局長、奥谷さん、私の 5 人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>番号①についてですが、農作業の経験は無いとのことですが、古木の宅地とその近くにある農地を購入されて、敦賀市から移住して畑をしたいということです。申請の農地は、防草シートが張られ状態でしたので、経験が無い方が移住して直ぐに耕作するのは大変かと思われます。空き家の活用促進ということを考慮しまして、周囲の農地の迷惑とならないようしっかり管理していただければ問題ないかと思えます。</p>

	<p>次に、番号②についてですが、農地に隣接するご実家のお父さんと共に畑を耕作するということで、お父さんの農作業歴が 50 年とのもともありますし、許可する上で問題ないと判断いたします。</p> <p>最後に番号③についてですが、こちらも自宅のすぐ横に申請する農地があり、農作業には年間 200 日従事しているとのことですので、許可する上で問題ないと判断いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および井上委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
加藤委員	<p>現地調査の写真について、左側の写真は緑色のシートを指しているが、右側の写真は黒色のシートを指している。どちらの場所が正しいのか。</p>
事務局	<p>黄色の細線で囲っているところが該当の農地で、全面に黒色のシートが掛けられ、その一部に緑色のシートが上から掛けられている。</p>
加藤委員	<p>移住して耕作されるのか。</p>
事務局	<p>申請書にはそう書かれています。</p>
事務局長	<p>前回の総会でも、空き家と一緒に農地を買われるという案件がありました。続けてそういった案件が出てきております。</p>
議長	<p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について】	
議長	<p>それでは議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書は 2 ページをご覧ください。</p> <p>今回農地法第 5 条の規定による許可申請ですが、2 件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案書の 2 ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は上別所にお住いの●●さんで譲受人は湯尾にお住いの●●さんです。</p> <p>申請地は湯尾駅から北側 200m にある、湯尾●●の畑、面積 71 m² で、駐車場に転用したいというものでございます。</p> <p>位置につきましては、資料の 14 ページをご覧ください。水色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。15 ページは現地確認の様子です。</p> <p>転用にあたり、北と東側、西側、道路、南側には譲受人の自宅となっております。雨水は自然流下し、ガス、湧水、粉じん、捨石、鉱煙等による被害の恐れもありません。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたします。資料の 18 ページをご覧ください。</p> <p>農地を転用するときの許可基準に照らし合わせてみますと、まずは資料の左側にあります、農地の区分に応じた立地基準についてですが、(D) 第 3 種農地の要件のア②概ね 500 m 以内に 2 以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する。(湯尾駅や南消防署が近くにありますが) 区域であることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地につきまし</p>

	<p>ては、転用が原則許可できることとなっておりますので、立地基準はクリアしました。続いて、一般基準ですが、資料 18 ページ右側をご覧ください。申請に係る用途に供することが確実と認められない。とか周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがあるなどですが、今回の申請において、該当するものはございませんので、一般基準においてもクリアできました。</p> <p>以上のことから立地基準・一般基準の両方の基準を満たしています。</p> <p>次に、議案書は、2 ページ番号②をご覧ください。</p> <p>この申請は前回の 3 月の総会でもご審議いただいた案件ですが、4 月の県の農業会議の常設審議委員会小委員会に諮ったところ、一時転用としての 3 年間の許可期間内に農地への復元見通しが立たないこと、嵩上げに必要な残土量の搬入元や搬入計画が不明確だったこと等の指摘があり、一旦取り下げを行いまして、再度、3 年間で農地に復元するとの計画の元、前回の申請の面積の約半分で申請が提出されました。今回は 16 筆の田 面積合計 29,288 ㎡を一時的に借り受けるものです。譲渡人は、湯尾にお住いの●●さん他 13 名です。</p> <p>位置につきましては、資料の 19 ページをご覧ください。水色で塗りつぶしてある 16 箇所が申請地です。20 ページは現地確認の様子です。</p> <p>復元計画に関しましては資料の 23 ページをご覧ください。今年の 8 月に着工し、半分の田を令和 8 年度中に復元し、残りは令和 9 年 7 月までに農地に復元して地権者にお返しする予定ということです。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。28 ページをご覧ください。</p> <p>こちらは左側の太枠で囲った基準に該当し、全ての農地が農用地区域内の農地でございます。ただし書きの部分で、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を堀井委員さんお願いします。</p>
堀井委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>私も 5 月 16 日先ほどの井上委員と同様に現地確認を行いました。</p> <p>①の申請地は、南消防署のすぐ近くの農地で、写真のとおり道路と建物に囲まれた三角地帯であり、畑はされておられましたが高低差もあり、管理も大変であろうと推測されますので、許可する上で、問題はないと判断できます。</p> <p>②の申請地は、3 月に審議した案件であります。取り下げを行ったものの、町内の残土置き場が一杯になりつつあり、早急に一時転用の許可を求めたいとのこと。また、残土を搬入後は嵩上げをして耕作しやすいようにして 3 年間の間に農地として復元計画を立てたとのことですので、許可する上で問題ないと判断できます。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および堀井委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>無いようでございますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたします。
【議案第 3 号 農地の地目変更届について】	
議長	次に、議案第 3 号「農地の地目変更届について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 今回、農地の地目変更届についてご説明します。 議案書は 3 ページをご覧ください。 申請人は、阿久和にお住いの●●さんです。申請地は、阿久和●●の田、面積は、225 m ² です。 位置につきましては、資料 29 ページをご覧ください。赤矢印で示している箇所が申請地です。30 ページの写真は現地確認の様子です。 申請理由は、現況ですでに畑として利用されておりましたが、現況通り台帳の地目も畑としたいというものです。 以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さんをお願いします。
石山委員	はい、報告いたします。 3 月 14 日に先ほど同様に 5 人で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、既に畑として作物が耕作されており、現地の状況からみましても、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。 以上ですよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。質問はございませんか。 無いようでございますので、お諮りします。 議案第 3 号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。本案件は原案どおり可決いたします。
【議案第 4 号 現況証明申請について】	
議長	それでは、議案第 4 号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 議案書は 4 ページをご覧ください。今回 2 件提出されています一括して説明させていただきます。 まず、①でございますが、申請人は坂井市にお住いの●●さんで、申請地は今庄●●、面積 145 m ² で、登記地目は畑、現況は非農地でございます。 位置につきましては、資料の 31 ページをご覧ください。水色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。32 ページの写真は現地確認の様子です。以前は申請地の隣の土地に申請者の祖父の家があり、申請地では祖母が畑で耕作していたそうですが、祖父が亡くなり家を取り壊したことをきっかけに畑の利用がされなくなり、表通りから裏通りへ通りやすくするために更地にしたとの経緯があるそうです。現地では既にアスファルトで舗装されており、現

	<p>況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>次に議案書 4 ページの②でございますが、</p> <p>申請人は石川県にお住いの●●さんで、申請地は、湯尾●●、登記地目は田、現況は非農地、面積は 1054 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、33 ページ水色に塗っている箇所をご覧ください。34 ページが現場確認の様子です。申請者のお父さんは亡くなっているため年月は不明とのことですが、車両置き場として貸すために役場に農地転用の届け出をして田んぼを埋めて駐車場にしたそうです。登記簿では転用許可の記載はございませんでした。申請者の話によりますと昭和 54 年から平成 30 年頃までに賃貸契約書が残っており、その以前から貸していたそうです。今後も耕作する予定はなく、現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上委員さんをお願いします。
井上委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、写真のとおりアスファルトで舗装されておりますし、もう一か所の申請地は南消防署の道を挟んで隣にありましたが、しっかりと埋め立てがされている状態でした。2 か所とも今後も耕作する予定はないということで、現況に見合った地目にするのは、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。
加藤委員	非農地とすることで固定資産税は高くなるのか。
事務局長	農地から宅地になると、固定資産税は高くなります。
事務局	今回、この非農地証明を申請者の方が法務局に提出することで地目に変更する予定です。現在この2人とも、現況は「宅地」として、固定資産税はいずれも「宅地」で課税されお支払い続けられていらっしゃいます。
事務局長	「農地ではないよ」という証明を取ることで、今後の管理がし易くなる、ということがあります。
議長	<p>その他ございませんか。他に質問が無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第 4 号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第 5 号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第 5 号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書の5ページ資料は35ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長より令和6年5月16日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>農地の貸借方法の一つであります利用権設定等促進事業、通称「相対契約」は、令和5年4月1日に法律が改正されたことで制度が廃止となりました。ただし、地域計画の策定される前日または令和7年3月31日のいずれか早い日までは、引き続き利用権設定等促進事業の制度を活用して農地貸借が可能となっています。</p> <p>それでは、資料36ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和6年6月1日です。</p> <p>下の表の、利用権が再設定される計画の農地面積は10,957㎡、貸し手は3名で借り手は2名、筆数は全部で4筆です。</p> <p>37ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、令和6年5月28日の公告予定日です。以上で説明を終わります。</p>
議長	ありがとうございました。この件に貸しまして質問のある方は挙手をお願いします。
議長	契約期間が10か月にしたのは、次は中間管理機構との契約をするということですか。中間管理機構は年2回の契約か。
事務局	そうです。南越前町としては、12月と3月の2回で契約の手続きをしております。そのタイミングに合わせた、今回の契約期間ということです。
議長	地域計画が策定された後は、中間管理機構を通じての契約となるが、途中で契約したいといったことになるかどうか。どうしたら良いのか。
事務局長	農地法第3条許可申請で、貸借権もしくは使用貸借による権利の設定となります。
議長	<p>その他、質問はございませんか。</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の意見について】	
議長	次に、議案第6号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書の6ページ、資料は38ページをご覧ください。</p> <p>令和6年5月16日付けで南越前町長から農業委員会会長宛に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の作成に係る意見を求められています。また、同法第18条第5項に係る貸付相手方に関する要件についての確認も求められております。</p> <p>資料の39ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和6年7月1日です。</p> <p>今回の意見の照会は、貸付相手方となる耕作者である●●が、●●に吸収合併されたことに伴いまして、●●として社名が変わり、利用権が再設定されるというものです。計画の農地面積は209,686㎡、筆数は全部で109筆です。社名が変わったということだけですし、新たに追加や変更となったものはございません。契約期間は●●の残りの契約期間を引き継ぐこととなります。</p> <p>37ページ以降は契約に関する詳細な情報になります。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>また、法改正によりまして、同法第18条第5項の規定によりまして貸付相手方に関する要件についても確認を求められており、お手元の資料38ページの中ほどにあります、「2貸付相手方に関する要件についての確認 以下の要件について確認願います」とありまして、(3)農地所有適格法人以外の法人の場合、ア・イ・ウにいずれも認めることとして、問題ないと思われまます。</p> <p>こちらも、令和6年5月28日の公告予定日です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
議長	<p>貸付相手方に関する要件の中で、●●には「業務執行役員等のうち1人以上が当該法人の耕作を常時従事する」とあるが、そういった人はいるのか。</p>
事務局	<p>●●が提出した履歴事項全部証明書では、●●で取締役であった●●氏が、引き続き●●でも取締役でいらっしゃる事が確認できました。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>【議案第7号 農業委員会委員の辞職の同意を求めることについて】</p>	
議長	<p>次に、議案第7号「農業委員会委員の辞職の同意を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、農業委員会委員の辞職の同意を求めることについてですが、議案書は7ページ、資料は48ページをご覧ください。</p> <p>会議の冒頭でも事務局長より話がありましたが、岩端委員に関しまして、令和6年5月21日付けで本人から町長あてに辞任願の提出があり、同日、南越前町長より農業委員会会長宛に農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、辞任への同意を求められているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご質問はございませんか。ないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【その他 「報告」 について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>まず、次第にあります「その他の報告」について令和5年度目標及びその達成に向けた活動の点検について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは「令和5年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の報告について」、別に資料2があると思いますのでご確認ください。</p> <p>これは令和5年度のはじめに南越前町で目標を掲げたものが、どれくらい達成できたのかという点検、評価でございます。一枚めくっていただいて左側の集積目標ですが、736haを目標に対し、実績は702haでした。集積率は67.9%で引き続き集積率80%を目指して契約更新のタイミングで集約集積の周知を図ってまいります。</p> <p>次に右に移っていただき、新規参入者について令和5年には、大門の●●さんと●●さんの2経営体が新規就農認定者となりました。また資料をおめくりいただき、左側遊休農地に関する措置ですが、委員の皆様には、遊休農地のパトロールや報告等ありがとうございました。令和5年度解消目標0.65haに対し、中間管理機構との協議を行いました、「排水が著しく不良で、軟弱地盤で耕作が困難」との判断結果となり解消には繋がりませんでした。今年も8月～11月にかけて農地パトロールのお願いする予定をしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。その他の細かい説明は省かせていただき、お手元の資料でご確認いただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。</p>
【その他】	
議長	<p>はい。事務局からあと案内が2点、配布物が2点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、委員の皆様へのご案内ですが、福井県農業委員会大会が今年10月30日(水)にございます。正式な案内文が届きましたら、改めてご案内いたします。</p> <p>次に2点目ですが、農業者年金加入推進特別研修会が8月6日(火)にございますので、こちらでも正式な案内が届き次第ご通知させていただきます。</p> <p>3点目は昨年この時期にお配りしておりますが、熱中症予防のチラシをカラーで別に</p>

	<p>用意しております。昨年は三国で39.5度を観測するなど、猛暑に対して今年も益々の警戒が必要かと思われます。南越前町では一人での農作業されている方もたくさんおられますので、委員の皆様も見かけましたら水分補給しているかなど声をかけるなどしていただき、熱中症予防をお願いいたします。</p> <p>4点目ですが、今年度の農業委員会活動記録セットを配布させていただきました。活動の記録へのお願いですが、日常的な活動について、例えば、自分の圃場の行き来とあわせた「農地の見守り活動」や「仲間への声掛け」、「担当地区全体の見守り活動等」をご記入いただきまして、事務局までご提出をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>そのほかの事項について何か質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【その他】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、7月25日（木）午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次回は7月25日（木）午後1時30分から、役場別館第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第6回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理人よりご挨拶をお願いいたします。</p>
小不動産会長職務代理人	あいさつ
【閉会】 午後2時15分	